

令和7年度 市 税 納 期 一 覧 表

納 期 税 目	令和7年									令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税			30日		9月1日			12月1日			3月2日	
			1期		2期			3期			4期	
固 定 資 産 税	30日			31日		30日			25日			
	1期			2期		3期			4期			
軽 自 動 車 税		6月2日										
		全 期										
国 民 健 康 税 保 険 税				31日	9月1日	30日	31日	12月1日	25日	2月2日	3月2日	
				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

◎ 税金を納めて成り立つ市民の暮らし ◎ 納期限までに納めましょう
 納税は、安全・安心・便利な口座振替で!!(原則、納期月の25日に引き落とし)
 ※納付書でコンビニエンスストアやキャッシュレス決済でも納めることができます。
 ※全ての市税がQRコードを利用して納めることができます。



薩摩川内市役所 本庁 税務課・収納課 ☎(22)8115+内線(裏面参照)

※ 裏面もご確認ください。

◇税務課・収納課からのお知らせ◇

◎税務証明の申請について

申請には身分証明書（1点確認：マイナンバーカード、運転免許証など、2点確認：保険証、公的証明書など）の提示が必要です。

納税については

◎安全・安心・便利な口座振替をご利用ください

受付場所／市内の各金融機関または郵便局の窓口

必要な物／預貯金通帳、通帳届出印、郵送されてきた納付書、口座振替依頼書

※口座振替依頼書は、市内の各金融機関および郵便局の窓口に備え付けてあります。

振替日／納期月の25日（休祝日の場合は翌営業日）

取扱税目／市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

その他／毎月25日までに申し込むと、申込月の翌月以降の納期分から口座振替となります。

◎コンビニエンスストアやキャッシュレス決済でも納付できます

▶利用できるコンビニエンスストアは、納付書に記載してあります。

▶納付書にバーコードが印字されていないもの、納付額が30万円を超えるもの、**納期限が過ぎたものなどはコンビニエンスストアおよびキャッシュレス決済ともに利用ができませんので、ご注意ください。**

▶利用できるキャッシュレス決済サービス

PayB、楽天銀行、銀行Pay（ゆうちょPayなど：金額はアプリによって異なります）、LINE Pay（令和7年4月23日まで使用可）、PayPay、au PAY、J-Coin Pay、d払い、FamiPay（10万円まで）

※詳しくは、本庁収納課収納管理グループ（内線2461・2462）までお問い合わせください。

廃車の届け出はお済みですか？

◎廃車の届け出をしないと、いつまでも課税されます

毎年4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に軽自動車税（種別割）が課税されます。

原動機付自転車を廃車される場合は、身分証明書（1点確認：マイナンバーカード、運転免許証など、2点確認：保険証、公的証明書など）およびナンバープレートなどをお持ちの上、所定の廃車申告書により提出してください。

届出先／

・原動機付自転車など…本庁税務課税制グループまたは各支所、もしくは飯島振興局

・660CC以下の軽自動車…軽自動車検査協会鹿児島事務所 ☎050 (3816) 1761

・125CCを超える軽二輪・小型二輪…鹿児島運輸支局 ☎050 (5540) 2089

※詳しくは、本庁税務課税制グループ（内線2222）までお問い合わせください。

固定資産の届け出はお済みですか？

◎名義人が亡くなった場合

名義人が亡くなった場合、法務局において相続登記されるまでの間、「現所有者（納税義務者）申告書」を市役所税務課へ提出してください。

また、令和6年4月1日から法改正に伴い、相続登記が義務化となりますので、注意してください。

なお、相続登記についてのご相談は、法務局（0996-23-6381）へお問い合わせください。

◎家屋を取り壊した場合

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、「家屋取り壊し届出書」を提出してください。この届出書が提出されないと、翌年度も課税される場合がありますので注意してください。

なお、家屋を取り壊した場合は、翌年度の税額が増えることがあります。これは、一定要件を満たした家屋が建っている土地については課税標準の特例が適用されていますが、この適用が外れるためです。

家屋の税額が減った分と、宅地の特例の適用が外れ土地の税額が上がった分の差額により、税額が変わってきます。

また、土地は現況により課税されるため、利用状況が変わった場合は、必ず税務課または各支所、もしくは飯島振興局に連絡してください。

※詳しくは、本庁税務課土地グループ（内線2241）/家屋グループ（内線2251）までお問い合わせください。

QRコードを利用してクレジットカード、インターネットバンキングなどで納付される場合は、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

（URL：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>）

地方税の納付は

eL-QRで
簡単キャッシュレス



詳細はこちら→

※QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。